

出展要項

(出展準備および規定)



APRIL 18-20, 2025

会場：幕張メッセ

目次

Content

Page

I. 幕張メッセ 基本情報	3
● 幕張メッセ全体図	3
● 幕張メッセへのアクセス	3
● 駐車場	3
● 展示会スケジュール	4
● 遵守事項	5
● 音量規定・禁止行為	6
II. 搬入出・運輸に関する諸注意・諸手続き	7
● 搬入出に関する諸注意	7
● 未成年者の展示会場への立ち入り	8
● 入館に関する諸手続き	8
III. 装飾・備品に関する手続き・規定	9
● 装飾・備品に関する手続き	9
● 装飾規定	10
● ピット図のお問い合わせについて	12
● 防災規則	13
● 施工上の注意事項	14
● 残材処理	14
● 作業中の禁煙	14
● 床面工事（アンカーボルト等）施工申請要領	15
● 電灯・電力工事申込要領	16
● 水道配管工事申込要領	16
● エアー供給申込要領	16
● 出展製品および実演に関する 危険物持込貯蔵・取扱申請要領	17
● 水素持込・使用申請要領	20
● 天井構造申請要領	21
● 工業所有権の保護対策	22
● 個人情報の取扱いについて	22
● レンタル装飾パッケージ仕様（3m x 3m）	23

I. 幕張メッセ 基本情報

● 幕張メッセ全体図

こちらからご確認ください。

◆ <https://www.m-messe.co.jp/en/facility/>

● 幕張メッセへのアクセス

こちらからご確認ください。

◆ <https://www.m-messe.co.jp/en/access/>

● 駐車場

こちらからご確認ください。

◆ <https://www.m-messe.co.jp/en/access/#car>

● 展示会スケジュール

スケジュール		車輛乗り入れ可能時間	出展社バッジ
搬入			
4/16 [水]	午前8時～午後8時 スペースのみ出展社搬入	午前8時～午後8時	後日告知
4/17 [木]	午前8時～正午 スペースのみ出展社搬入 正午～午後8時 レンタル装飾（パッケージ）出展社搬入	午前8時～正午 正午以降のホール内への 車輛進入はできません。	
・午後8時以降に作業を行う場合は、事務局にて残業届（無料）をご提出ください。 ・ホールに進入するすべての車輛に「搬入出車輛証」が必要です。 ・出展社バッジおよび搬入出車輛証の詳細は後日告知されます。			
会期			
4/18 [金]	午前7時～午前8時45分 出展社入館 （出展準備）	車輛は一切ホール内に入れません。	午前7時～午後7時
	午前8時45分～午前9時 VIPチケット保持者入館		
	午前9時～午後6時 一般チケット保持者入館		
	午後6時～午後7時 展示ブース補充		
4/19 [土]	午前7時30分～午前8時45分 出展社入館・補充 （出展準備）		午前7時30分～午後7時
	午前8時45分～午前9時 VIPチケット保持者入館		
	午前9時～午後6時 一般チケット保持者入館		
	午後6時～午後7時 展示ブース補充		
4/20 [日]	午前7時30分～午前8時45分 出展社入館・補充 （出展準備）		午前7時30分～午後4時
	午前8時45分～午前9時 VIPチケット保持者入館		
	午前9時～午後4時 一般チケット保持者入館		
搬出・撤去			
4/20 [日]	午後4時30分～午後6時30分 手運びによる展示搬出 午後6時30分～午後11時 撤去・搬出	午後6時30分～午後11時	後日告知
4/21 [月]	午前8時～午後2時 撤去・搬出	午前8時～午後2時	
・ホールに進入するすべての車輛に「搬入出車輛証」が必要です。			

Note:

- ・ホール内へ進入する車輛の高さは3.8m未満とします。
- ・車輛がホール内へ進入できるのは4月17日（木）の正午までとなります。大型機器および大型製品は正午までに搬入してください。
- ・展示の撤去やブースの解体は必ず展示会最終日の午後4時以降に行ってください。
- ・撤去の際にブースの解体は当時に行われるため、事故に十分注意してください。

● 遵守事項

1) 全館禁煙

展示会場内は搬入時・会期中を通じて指定喫煙所を除き、全館禁煙となっております。特に搬入出作業時の喫煙に関して、毎年所轄消防署より強い指導が入っております。自社の展示会スタッフのみならず、装飾作業者を含め禁煙を徹底してください。なお、喫煙を発見した場合、その作業者は強制退館となります。

2) 通路での営業行為の禁止

通路部分・ラウンジ等の自社小間以外でのパンフレット配布、アンケート回収、呼び込み等の営業行為を禁止します。

3) 実演による事故の予防

実演によって発生する恐れのある人体または財物への損傷、火災等の防止については、万全を期してください。特に、光線、熱気、粉塵、ガス、臭気、振動等の発生が予想される場合は他の出展社に迷惑のかからないよう、十分注意してください。

4) 出展製品管理および保険

各出展製品については、各社で十分な注意を払ってください。また会場への搬入から搬出までの全期間を通じて、製品に保険をおかけになることをお勧めします。特に高額な出展製品がある場合はブース内に展示したままにせず、必ずお持ち帰りください。万が一、搬入・会期・搬出時の間に紛失・盗難等が発生した場合でも、主催者および事務局は一切責任を負いません。

5) ホール内へ進入する車輛の高さ制限

ホール内へ進入する車輛の高さは3.8m未満とします。

6) 重量物の展示について

重量物（1-9 ホール：5t/m²）を持ち込む際は展示方法について別途協議が必要となります。事務局まで事前にご連絡をお願いいたします。

7) 通路確保の義務

プレゼンテーションや、実機の実演を行う際に、通路上に人が滞留し、通行の妨げとならないようにしてください。必ず、人の滞留スペースをブース内に設けるか、通路を確保するためのスタッフを配置するなどの対策をお願いいたします。

8) 飛行物体の実演について

飛行物体の実演は一切禁止となります。

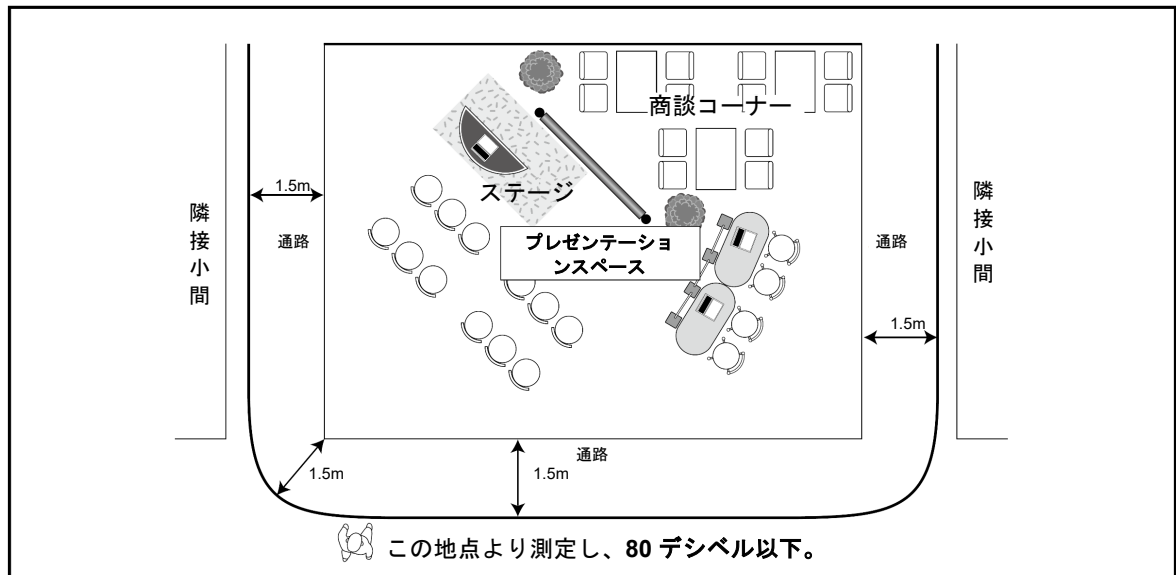
9) 試飲・試食の実施について

飲食物の販売および提供を行う場合は、営業担当者へご連絡ください。マニュアルは追ってご連絡します。

● 音量規定・禁止行為

- (1) プレゼンテーション・デモンストレーション・ナレーションをはじめ、ブースから発するあらゆる音量は80 デシベル以下とします。

ブース内でのデモンストレーションまたはプレゼンテーションは小間袖から 1.5m の地点より測定し、80 デシベル以下で行うものとします。徹底を図るため、80 デシベルを超える音量に対しては、規定内に下げてくださいよう事務局より勧告させていただきます。



- (2) 下記のような、通路での営業行為を禁止します。

- 出展スタッフによる過度な営業行為（アンケート回収・ノベルティ配布など）
- 営業担当者など、出展スタッフによる通路での執拗な呼び込み

- (3) 大声による呼び込み・大声での宣伝行為は禁止します。

- (4) 鐘・ラッパなどの鳴り物の使用を禁止します。

*上記、(1)～(4)の規定を遵守いただけない場合には、主催者の判断により出展を取り止めていただきます。

II. 搬入出・運輸に関する諸注意・諸手続き

● 搬入出に関する諸注意

- 1) 会場内にストックスペースはございませんので、搬入時に生じた梱包資材・空箱等は各出展ブース内のストックルームに保管するか、もしくは、必ず各社でお持ち帰りください。有料の保管サービスをご希望の場合は、事前に各自の運送業者にお問い合わせください。
- 2) 「清掃及び廃棄物の法律」の改正により、排出事業者の責任が重くなりました。出展社は搬入・装飾作業日、および搬出・撤去作業日に出た残材は、必ず各社でお持ち帰りください。また、装飾会社から出た残材に関しては、通路に放置せず必ず持ち帰るよう出展社より厳重に指導してください。
- 3) 管轄の警察署の通達により搬入・搬出時の違法な路上駐車（特にゲート周辺における二重・三重駐車）は厳しく罰せられますので、厳に慎んでください。また、担当の装飾会社の方々にも周知徹底願います。なお、当日は警察による交通取締が行われることも予想されますので違法行為は慎んでください。
- 4) 車輦にてブースまで搬入する場合は、事前に通路幅を確認してください。
- 5) ホールに進入する車輦の高さは3.8m未満とします。
- 6) 運送業者のバッジについては後日告知いたします。
- 7) 搬出・撤去作業終了後、ホール内に放置してある製品及びブース資材があった場合は、主催者が破棄、または強制移動をします。その際の破損等による損害賠償責任について、主催者は一切責任を負いません。搬出・撤去作業終了時については、展示会スケジュールにてご確認ください。撤去および搬出期間は展示会スケジュールでご確認ください。また、破棄・移動に際して発生した費用については、出展社に請求させていただきますことがございます。
- 8) 宅配便はブースに受取人がいる時間を指定の上、発送してください。展示品や印刷物を宅急便等で送付される場合は、受取人欄に必ずブース番号・出展社名・受取人の名前を明記してください。ブース番号は各自の営業担当者にご確認ください。事務局では、荷物のお受取・お預かりは一切できません。ブースの受取人不在による荷物の紛失および破損に対して、事務局は一切責任を負いません。

箱の記入例

すべての箱に以下の情報を記入してください：

会社名： _____
 ブース番号： _____ ホール： _____
 お名前 _____
 展示会名： _____
 〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
幕張メッセ
 ケース番号 1/X （「X」は箱の総数）

9) 車輦証

- 搬入出時は会場付近が混雑いたしますので、搬入出車輦整理のため、車輦証が必要となります。車輦証の詳細は後日告知されます。

- **会期中**は、出展社・装飾会社等の車輦は一切ゲート内（トラックヤード含）に入れませんので、会期中にカタログ等を搬入する場合は来場者同様、展示会場正面入口からの手運びによる搬入となります（会期中搬入の際、バッジが必要となります）。

● 未成年者の展示会場への立ち入り

展示会場において、展示会開催前および終了後のブースの設営および撤去作業中（資材搬入・小間装飾作業中および撤去作業・資材搬出中）は、18歳未満の者を立ち入らせることはできません。
万が一、事故等が発生した場合でも、主催者および事務局は一切責任を負いません。

● 入館に関する諸手続き

出展社バッジ

※開催期間中に出席社バッジをお持ちでない場合は、一切会場に入れませんのでご注意ください。

ブースに立ち入るスタッフは全員バッジを登録する必要があります。

会期中は、すべての方に出席社バッジを必ずつけていただきます。

※搬入出期間中、出席社バッジ等は不要です。

ブースの場所によっては、搬入期間中にリストバンドが必要になる場合があります。

III. 装飾・備品に関する手続き・規定

● 装飾・備品に関する手続き

事前準備に際し、手配もれがないか、下記のチェックリストで確認ください。

<必須提出>

レンタル装飾の場合

レンタル装飾の仕様はこちらをクリック

☐ 電灯・電力工事申込書 ※電力・設備の追加・変更をする場合

自社の装飾会社の施工をご依頼の場合

☐ 電灯・電力工事申込書

☐ ディズニーのライセンス担当者からのブースデザイン承認

<申請・申込が必要なもの（該当企業のみ）>

☐ 追加装飾備品申込書

☐ レンタル備品申込書

☐ インターネット接続サービス申込書

☐ レンタル PC 機器申込書

☐ レンタルプレゼンテーション機器 (AV 機器) 申込書

☐ 床面工事申請書

☐ リギング（天井からの吊り下げ）申込書

☐ 水道配管工事申込書

☐ エアー供給申込書

☐ 小間内清掃・残材収集申込書

☐ 出展製品および実演に関する 危険物持込貯蔵・取扱申請書

☐ 水素持込・使用申請書

☐ 天井構造申請書

申請書・申込書は「申請・申込フォーム一覧」をご確認ください

● 装飾規定

※スペースのみで契約をしたすべてのライセンシーは、ディズニーのライセンシー担当者にブースデザインを提出し、承認を得ることが必須です※

1) 必ず施工しなければならない造作（基礎装飾）

- 間仕切り壁、バックパネル
- 社名掲示

※小間料金には装飾は含まれておりません。

※ブース 4 辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。

ただし、通路に面していない辺は、バックパネル（壁立て）の施工が必要となります。

2) 装飾物は、床面から高さ 3.6m 以下となっております。

(1) 装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む一切のブース造作及び付帯設備）の高さ制限は床面から 3.6m 以下とします。（ただし、出展製品はこの規定に該当しない場合もございますので、事務局までお問い合わせください。

(2) 出展製品自体の高さが 3.6m を超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

3) 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。 ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が配布する小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

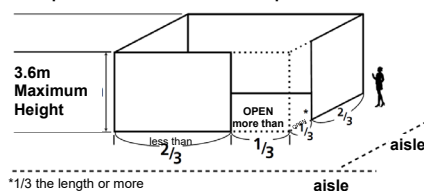
4) 隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ 2.7m 以上、3.6m 以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

（高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から 1m の範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。）三面開放の小間は隣接する小間に面する壁の裏側を白い壁紙または白いパネルで覆う必要があります。

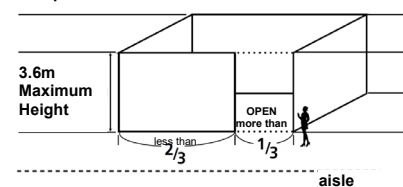
5) 通路から 1m の範囲内に造作を施工する場合、間口の 1/3 以上を開けてください。

（自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません）

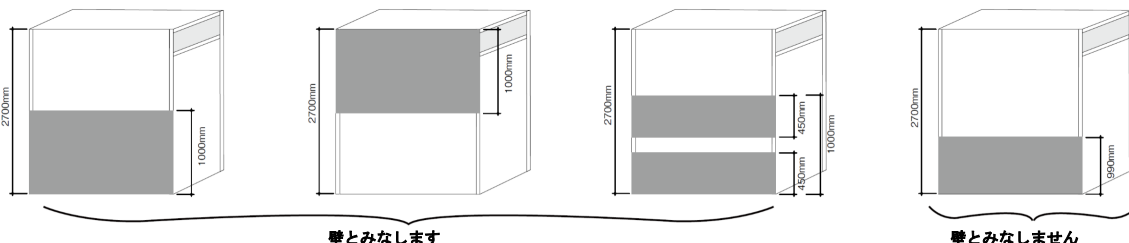
Example of a corner booth with 2 open sides



Example of a booth in between booths



* 床から 2.7m の間に、上記の図のように 1m 以上の造作を施工した場合、1/3 以上の開口ではなく壁とみなします。（2.7m 以上の部分はこの限りではありません）



- 6) リギングに関しては以下をご確認ください。
 - 主催者はプレスキットを除き、いかなる物も吊り下げません。
 - 吊り下げ装飾を含めたブース全体の高さは 3.6m 以下とします。ホールの天井高は最も高い所で 30m です。
 - 会場からのリギングの許可を得るには、まず営業と運営チームからブースの吊り下げ装飾承認を得た後、公式施工業者のサクラインターナショナルに申請を提出する必要があります。
 - リギングの作業時間は事務局によって指定されます。
- 7) 自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。
- 8) **スペースのみの小間内に、追加料金にて二階建ての施設を設置することが可能です。**詳細につきましては、営業担当者までお問い合わせください。
- 9) カーペットの養生は両面テープをご使用ください。小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。ボンドなど接着剤の使用はできません。
- 10) 消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、そのほかの物品を放置しないでください。
なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。
- 11) 事前の申請がない場合は、所轄消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。
- 12) シャッターや鉄扉等の開閉による強風の影響を考慮し、ブースが倒壊しないよう十分な補強を行ってください。特に外周小間（自社ブースと会場壁面の間に他の出展社がいないブース位置）は強風を受ける可能性が高いため、入念な対策を講じてください。
ブースの倒壊により発生した出展製品の破損やその他一切の事故・怪我・トラブル等から生じる被害・損害に対して、主催者および事務局は一切の責任を負いません。
ブースとシャッター・鉄扉の位置関係については、事前に事務局までお問い合わせください。

● ピット図のお問い合わせについて

1. ピット図に記載されている情報

- ブース内で使用する PIT の種類（電力・エア・水道）：機材の設置場所は自由に設定可能です
- ブース内外の異なるピットからの距離：ピットの縁から 200mm 以内のアンカー設置および床の施工を禁じます。

2. ピット図の依頼先

お問い合わせ：事務局・PIT 図担当者

E-mail: swcj2025-pitmap.jp@rxglobal.com

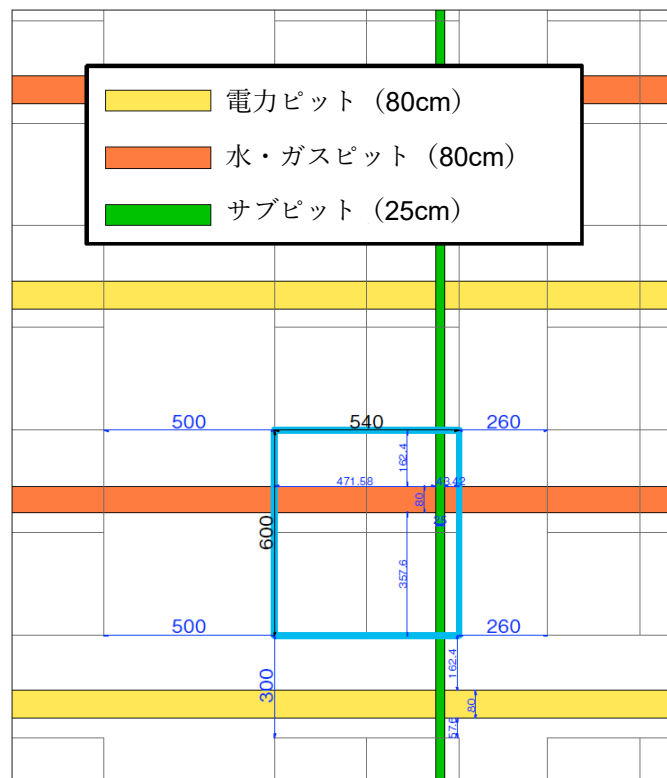
3. メールにてお問合せの際、必ず下記情報をお伝えください。

- ピット図情報：展示会場名、展示会名、出展社名、小間番号
- 送付先情報：社名、担当者名、メールアドレス

4. 注意事項

- 会期 2 ヶ月前より、ピット図の送付を開始いたします。それ以前にお問合せいただいても送付出来ません。
- お問合せから 3 営業日以内に送付いたします。

5. ピット図の例



● 防災規則

会期前日および会期初日、所轄消防署による消防査察が行われます。

下記防災規則を遵守しない場合、取り壊しを指示されますのでご注意ください。

1) 装飾用合板は、防災合板をご使用ください。

ベニヤ、プリントベニヤ等基材になる合板は、厚さに関係なく、すべて浸漬加工による防災処理済の防災合板を使用してください。吹付加工のものでは許可されません。また間仕切りの壁面だけでなく、装飾品、受付用カウンター、棚等に使用する合板にも防災合板を使用してください。

2) 防災物品の使用について

(I) 防災対象物品（防災処理が必要なもの）

- カーテン、仕切り用に用いられる布製のアコーディオンカーテン・ついたて
- 装飾のために壁面等に沿って下げられる布製のもの
- 布製ののれん・幕等・暗幕・のぼり旗
- 映写用スクリーン
- 布製のブラインド
- 絨毯・カーペット・人工芝・ござ
- シート類

(II) 防災性能を有している防災物品として扱うもの

- 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料
- 建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料
- 建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料

3) 防災表示は物品に1点ずつお付けください。

- 防災性能の表示は見えやすい部分に施す。
- 防災ラベル等は簡単に剥がれない場所に取り付ける。

4) 防災性能を与えることが困難なものはご使用をお控えください。

ホンコンフラワー・ウレタン・アセテート・ポリエステル・発泡ポリスチレン・アクリル・ナイロン等の石油・化学製品は防災性能を与えることが困難なため、極力使用しないでください。

5) 日本の防災処理認定を受けている物をご使用ください。

- 上記1)、2)の防災対象物品に該当する外国製品は必ず日本国内の認定を受けたものを使用する。
- 防災表示されていない外国の製品は、日本国内の認定機関の認定を受けること。

6) 火気を使用する場合は、事務局に予め申請をお願いします。

搬入出および展示会期中、電気ガスなどによる溶接、その他で火気を使用する場合は、予め事務局に届け出て承認を受けてから行なってください。また作業中は必ず消火器を手元に置いてください。

● 施工上の注意事項

- 1) 小間内への電気幹線ケーブルの引き込みを極力目立たない場所に設置するよう留意しますが、会場内電源ピットの都合上、出展社の意に添えない場合も考えられます。事前に事務局指定の電気幹線工事会社を確認の上、設計を行なってください。
- 2) 会場内の安全、整理のために装飾資材を積んだトラック等の乗り入れを一時的に制限する場合があります。また、場外で待機していただくことがありますのでご了承ください。
- 3) 施工および資材の運搬にあたっては、会場設備、電気、電話、水道等の設備、他社の装飾、出展製品などを損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由の如何にかかわらず原状回復をしていただきます。
- 4) 柱に対して、塗料の直接塗布や接着剤・テープ等を使用して、ポスター類を取り付けることはできません。ただし、柱の周囲をパネル等で囲う施工、接着剤等を利用せずに布類を巻き付ける施工は可能です。柱に消防設備がある場合は使用できる状態にする必要があります。消防設備の有無については事前に事務局までお問い合わせください。
- 5) 電源コードを延長するための「コードリール」は必ず全て引き出してから使用してください。
- 6) 会場内では、必ず自社の小間内で作業を行ってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をすることを禁じます。撤去時の作業もこれに準じます。
- 7) 会期中に展示設備の交換や装飾の模様替えをすることは出来ません。
- 8) 本展では、出展社用のストックスペースは設けておりません。必要な場合は、自社小間内に設ける等の対応をお願いします。

● 残材処理

撤去時に出る残材は必ず自社にてお持ち帰りいただくか、もしくは事務局指定の清掃会社までお問合せください。万が一、会場に放置されていた場合は、出展社に連絡なくして、事務局は残材とみなし処分いたします。また、後日その残材処理費を事務局より請求いたしますので十分ご注意ください。

● 作業中の禁煙

展示会場内は搬入出時・会期中を通じて指定喫煙所を除き、全館禁煙となっております。特に搬入出作業時の喫煙に関して、毎年所轄消防署より強い指導が入っております。場合によっては、退館していただくこともありますので、喫煙の際は指定の喫煙所をお願いします。

● 床面工事（アンカーボルト等）施工申請要領

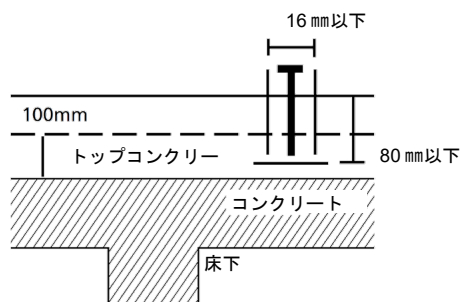
1. アンカーボルトの使用

- 1) 機器の据付や実演のため、アンカーボルトを使用する場合は、申請書をご提出ください。本数に変更が出た場合、または打設なしの場合、搬入二日目の午前までに再申請をしてください。なお、会期後の変更は一切出来ません。申請書の提出なくアンカーボルトを使用した場合は、違反金を請求させていただく場合がございます。床面工作については、直径 16 mm 以下、埋込み長さ 80 mm 以下のアンカーボルト（芯棒打込み式）の使用のみ可能です。
- 2) ただし、ピット蓋への使用は一切禁止します。万が一、違反があった場合は、補修費を実費で請求させていただきます。
 - a) ピット蓋へのアンカーボルトの打込み
 - b) コンクリートビス・釘打ちつけ等、アンカーボルト以外の部材の使用
 - c) 強力粘着テープの使用
 - d) 床面への着色
 - e) ピットの端から 200mm の範囲内へのアンカー打込み
 - f) ケミカルアンカーの使用

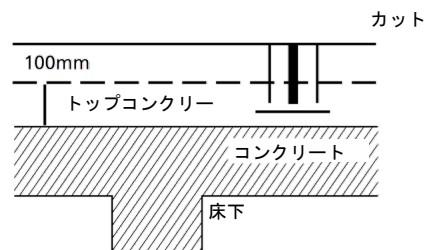
2. 原状回復（復旧）

使用終了後、アンカーボルトの頭部が床面（コンクリート面）より出ている場合は抜かずに、床面を水平に保つため必ずサンダーにて切断してください。ハンマーによる打ち込みや、ガス溶断は絶対にしないでください。そのような行為があった場合や切断時の床面損傷等は、補修費の実費請求の対象となります。

■アンカーボルトの施工



■原状回復（復旧）



3. ピット図の依頼について

ピット図の依頼先は RX Japan 展示会事務局になります。詳細は「ピット図のお問い合わせについて」をご確認ください。

●電灯・電力工事申込要領

レンタル装飾をご利用の場合は、申し込みは不要です。
レンタル装飾に追加の電灯が必要な場合は、申込書をご提出ください。

●水道配管工事申込要領

＜水道配管工事（供給水）＞

標準配管は	給水管 1/2 または 3/4
排水管は	3/4～2 インチ管
水圧は	2～3kg/cm ² 以下です。
工事料金	1ヶ所一式（小間袖まで）¥93,500（保守費込・税込）

＜水道の供給時間＞

搬入2日目	正午～午後10時
会期1日目	午前8時～会期終了まで
会期2日目	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）
会期最終日	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）

※供給時間外は、供給を停止いたしますので時間外供給を希望の場合は、別途お申込みください。

●エアー供給申込要領

＜エアー配管工事（集中配管供給）＞

エアー配管には	1/2 または 3/4
供給エアーは	0.5MPa～0.75MPa、300リットル／分標準
風量300リットル以上	100リットルにつき¥11,000となります
工事料金	1ヶ所一式（小間袖まで）¥93,500（保守費込・税込）

＜エアーの供給時間＞

搬入2日目	正午～午後10時
会期1日目	午前8時～会期終了まで
会期2日目	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）
会期最終日	午前8時30分～会期終了まで（供給延長は別途相談）

※供給時間外は、供給を停止いたしますので時間外供給を希望の場合は、別途お申込みください。

● 出展製品および実演に関する 危険物持込貯蔵・取扱申請要領

1. 消防関係届出および申請

- 展示会場内で火気を使用したり、危険物を持込むことは消防関係法令に基づき原則として禁止されています。ただし特に必要な場合に限り、消防署の許可を受けて使用できる場合があります。
該当する出展社は必ず申請書を申込期限までに提出してください。
- 搬入期間中、消防署の査察が行われます。その際、無届、消防法令違反、または不完全な工事は、取り壊し及び撤去を命じられますので、ご注意ください。なお、消防申請の都合上、提出期限を過ぎると許可されない場合がありますので、当様式の提出期限を厳守してください。消防署への許可申請は、事務局が一括して代行いたします。
- 申請には設置図面・使用機器カタログ・実演スケジュール・消費量の計算書・製品安全データシート(SDS/MSDS)などの資料が必要となります。必ず準備してください。
- 危険物持込貯蔵・取扱申請書を送付後、一週間以内に受領の連絡が無い場合は、何らかの理由で、申請が不着の可能性がありますので、お手数ですが、確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。

2. 火気使用申請要領

(I) 裸火とは

- a. 気体・液体・固体燃料を使用し、炎・火花を発生させるもの又は器具の発熱部を外部に露出するもの。
- b. 電気を熱源とする器具では、発熱部が灼熱して見える物（発熱部が焼室・風道・庫内に面しているホットプレート・ヘアードライヤー・オーブン等は除く）及び外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時に着火する恐れがあるもの（表面温度 400℃以上）。

(II) 火気使用に関して

- a. 火気使用は展示・実演のためにやむを得ず必要となる必要最小限のもの以外は、原則として使用できません。使用する場合は所轄消防署長の承認が必要であり、消費熱量や設置基準等の規制があります。なお装飾としてのキャンドル・アルコールランプ等の使用は承認致しません。
- b. ガスを使用する場合は事前協議が必要となります。別途御相談ください。
- c. 展示内容の特例を適用する場合には所轄消防署との協議により、ブース内に消防設備の設置を義務付けられる場合があります。（消防設備の設置費用は出展社の負担となります）
- d. 上記 c の指導内容を反映して頂きその後の消防査察にて問題が無い場合に限り、所轄消防署より解除承認が受けられます。消防査察の際は、査察官より内容説明が求められます。査察の際は、必ずブースの施工責任者の常駐をお願いいたします。立ち会いが無い場合は解除承認が受けられません。

(III) 設置と安全対策に関して

- a. 火気使用器具の火気使用場所の周囲 5m 以内に可燃物を置かないこと。5m が取れない場合（特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分）で区画すること。その場合、間仕切り壁等と密着させないこと。
(例) 厚さ 15mm 以上の石綿スレート板 2 枚貼りで区画すること。
- b. 火気使用器具は、地震時の転倒防止策、出火防止のための安全装置が設置されていること。
- c. ガスを燃料とする火気使用器具にはガス漏れ警報機を設置すること。
- d. 火気使用時は必ず係員を常駐させること。
- e. 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じること。
- f. 液化ガスの容器はカートリッジタイプとすること。
- g. 火炎を出すものは火炎の長さが 20cm まで可です。
- h. 裸火は入場者等に危険を及ぼさないように防護措置を講じること。
- i. 本来の目的以外では使用しないこと。
- j. 使用前の点検、使用後の消火確認を必ず行うこと。
- k. 必ず ABC 消火器（10 型以上）を設置すること。

3. 危険物品持込申請要領

(I) 危険物品とは

- a. 消防法におけるガソリン・軽油等引火性液体・酸化性固体・液体などの危険物。
- b. 千葉県火災予防条例「別表第3」に掲げる指定可燃物のうち可燃性液体及び可燃性固体類。
- c. 一般高圧ガス保安規制に定めるプロパン・アセチレン・アンモニアガス・水素等の可燃性ガス。
※可燃性ガスの持込み認証範囲は、高圧ガス保安法の適用を除外されている液化ガスに限る。
- d. 火薬類取締法で定める火薬・爆薬・火工品及びがん具煙火

(II) 設置と安全対策に関して

- a. ブース責任者等による監視、及び取扱い後の点検等の体制を講じること。
- b. 危険物品を持ち込む際は必ず ABC 消火器（10 型以上）を設置すること。
- c. 可燃性蒸気の発生が著しい場合は、蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設けること。
- d. 液体危険物品を飛散させる恐れのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じること。
- e. 混合発火の恐れのある危険物品は、同一場所では取り扱わないこと。
- f. 会期中は液体危険物品の補給を行わないこと。
- g. 保管は必ず密閉し他の物品と隔離すること。
- h. 危険物品の貯蔵は別途協議の上、消防署の指導に従うこと。

(III) 消防法別表第1で定める危険物

第1 石油類（引火点 21℃未満のもの）	ガソリン・ベンジン・シンナー
第2 石油類（引火点 21 ～70℃未満のもの）	灯油・軽油・洗浄油・テレピン油
第3 石油類（引火点 70 ～200℃未満のもの）	重油・マシン油・潤滑油等
第4 石油類（引火点 200℃以上のもの）	ギヤー油・シリンダー油・タービン油・作動油等
アルコール類	アルコール含有量 60%以上
動植物油類	ヤシ油・ナタネ油・ヒマシ油等
引火性固体	ラッカーパテ

※切削油については、水溶性をご使用ください。

(IV) その他危険物品

- a. 火災予防条例で定める指定可燃物（可燃性固体類または可燃性液体類） パラフィン、ローソク類、プラスチック原料等
- b. 一般高圧ガス保安規則で定める可燃性ガス プロパン、アセチレン、水素等
※可燃性ガスの持込み認証範囲は、高圧ガス保安法の適用を除外されている液化ガスに限る。
- c. 火薬取締法に掲げる火薬類 火薬、爆薬、火工品等

(V) 危険物品に該当しないもの

次の a～d に掲げる場合は「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはならない。

- a. 展示品：実演を伴わず展示のみを行う場合で、容器に密閉されているものに限る。但し、数量の申請は必要である。
- b. 展示のみを行う車輛のタンク内の燃料や潤滑油など。
- c. 展示されるモーター・油圧機等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など。
- d. フライパンや鉄板にひく油など、調理に使用する動植物油（揚げ物を除く）

※ ただし規制対象外とされている危険物品であっても、数量を合算し所定の数量以上となる場合は、消防法、火災予防条例等の基準が適用されることとなる。

【補足】

★ 可燃性ガスの取扱いについて

幕張メッセ防災指針は、可燃性ガスの使用・実演について「高圧ガス保安法の適用を除外されている液化ガス」のみを認めております。

プロパン・アセチレン・水素ガス（ボンベ）は上記に当てはまらず、使用・実演が出来ません。

※ 可燃性ガスで「高圧ガス保安法の適用を除外されている液化ガス」の持込み総数量は5 kg までが承認範囲です。

※ カートリッジ式のリキッドプロパンガス（LPG）は「高圧ガス保安法の適用を除外されている「液化ガス」に該当するため、上限5 kg までで持込み・使用可です。

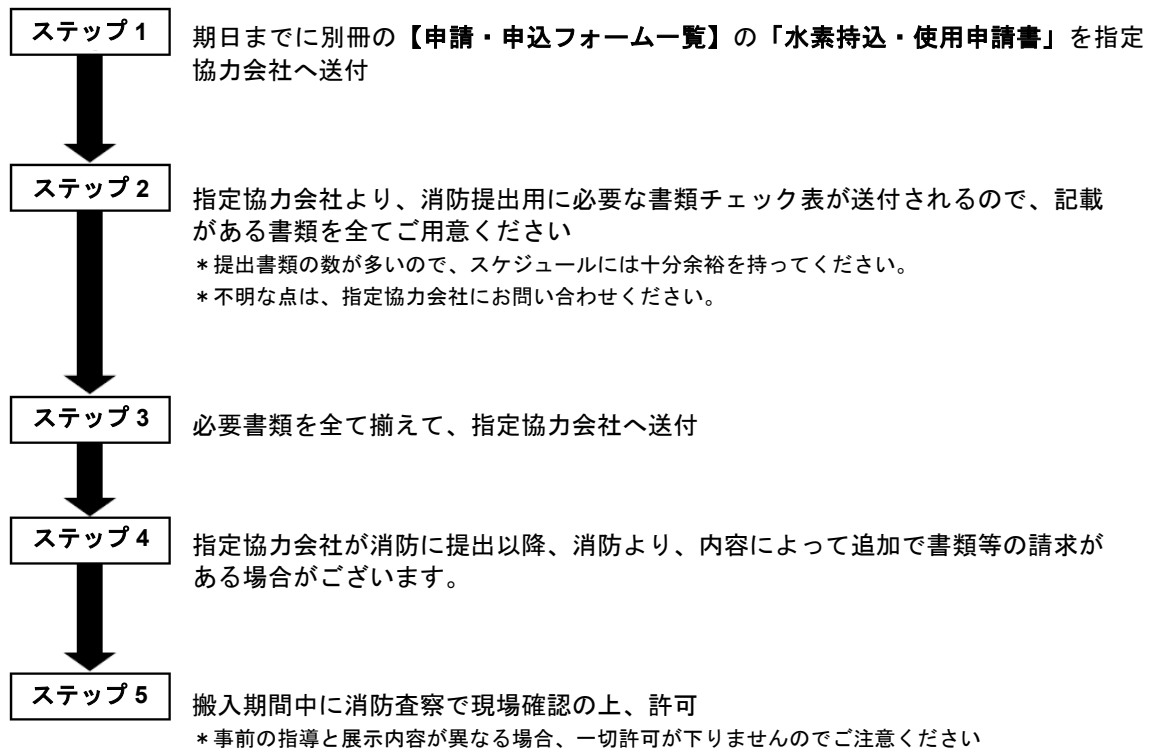
● 水素持込・使用申請要領

展示会場への水素の持込みおよび水素を用いた製品の実演は原則的に禁止されております。
ただし、消防審査において一定条件を満たしていれば、許可される場合もございます。
消防本庁からの指導により、提出期限が例年より早くなっております。

期日までに書類のご提出がない場合、実演の承認が下りませんので、期日までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

● 水素持込・使用 申請書を送付後、一週間以内に受領の連絡が無い場合は、何らかの理由で、申請が不着の可能性ありますので、お手数ですが、確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。

1. 申請方法



2. 注意事項

- (1) 消防の指導により、水素吸蔵合金の持込も申請が必要となります。
- (2) 水素の会場内への持込は、1日の最小限の使用量を限度とします。開催時間中の補充はできません。
- (3) 必ず消火器を設置してください。
- (4) 安全管理責任者は必ず、搬入を含め会期中ブースに常駐してください。
- (5) 実演は、国内で認可を受けている製品に限らせていただきます。
- (6) 審査は、火災予防条例に基づき、厳正に行わせていただきます。
- (7) 申請に必要な書類が揃わない場合、承認がおりず実演不可となる場合があります。

● 天井構造申請要領

1. 天井構造申請が不要なもの

ルーバー及び排煙性のあるもの（＝30 メッシュ以上開口率（55%以上）を有するもの）

2. 天井構造の原則と条件

- (1) 上記①以外及び壁面がある天井を設ける場合の条件として、展示の内容が遮光及び防塵等の措置が必要な物に限る。
- (2) 展示内容の特例を適用する場合には、図面を提出後に所轄消防署との協議により、ブース内に消防設備の設置を義務付けられる場合があります。（消防設備の設置費用は出展社の負担となります）
- (3) 上記(2) の指導内容を反映して頂き、その後の消防検査にて問題が無い場合に限り、所轄消防署より許可が下ります。消防検査の際は検査官より内容説明が求められます。検査の際は必ず内容説明のできる方の常駐をお願いいたします。立ち会いが無い場合は許可が下りません。
- (4) 高さ 30cm 以上の床上げは別途協議が必要になる場合があります。設計段階での確認をお願いいたします。
- (5) 二重天井はいかなる場合でも禁止となっております。
- (6) 申請が無く会場にて違反が発見された場合は、主催者の指示に従い天井構造の撤去等、ブースの改善をお願いいたします。

3. 提出書類と協議

※ 上記(1)に該当しない天井構造の計画は、全て所轄消防署との協議になります。

申請用紙に、下記必要書類を添付の上ご提出ください。

- 小間の装飾平面図・立面図および全体の小間図（暗幕工事の範囲・消火器の位置等を明記する。）
- 天井構造を説明するのに必要な詳細図
（天井面積、防災製の天井素材を明記すること）

※ 所轄消防署との協議には時間がかかる場合があります。なお提出期限を過ぎての申請に関しましては原則お受けする事は出来ません。

● 工業所有権の保護対策

1. 本展示会に出展する製品について、工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標）の保護を確実に行う責任は、専ら出展社にあります。出展社は、本展示会に出展する前に、出願など必要な対策をとってください。
2. 本展示会の主催者は、出展物の工業所有権の保護に関するいかなる責任も負いません。

● 個人情報の取扱いについて

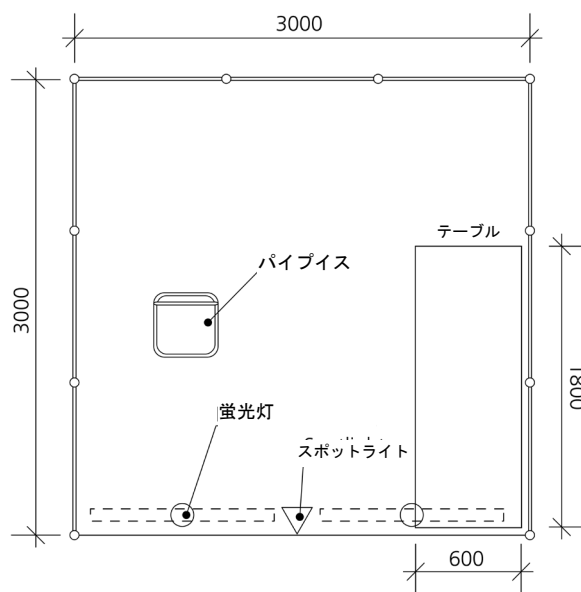
1. 業界紙誌からの取材・展示会特集のご連絡や、事務局指定の協力会社から出展手続きに関する各種事務連絡など、ご出展社の便宜を図るために、ご出展担当者のご連絡先を業界紙誌または事務局指定の各種協力会社に開示する場合があります。当該サービスの案内を希望されない場合は事務局まで別途ご連絡をお願いいたします。
2. その他、弊社の個人情報保護方針は、下記サイトをご参照ください。
<https://privacy.rxglobal.com/ja-ja.html>

● レンタル装飾パッケージの仕様 (3m x 3m)



※図はイメージです。実物とは異なる場合があります。

※ブースが角小間の場合、通路面に壁は立ちません。
通路面に社名板が付きます。



1	壁面パネル	H2700mm (色：ブラック)
2	社名板	W3000mm x H400mm スチレンボード取付 (色：ブラック) (文字色：ホワイト)
3	カーペット	ブラック
4	レンタル備品	黒布付きテーブル x 1 台・パイプ x 1 脚
5	電気工事	スポットライト100W x 1・蛍光灯40W x 2・コンセント100V780W x 1ケ・100V1kWまでの一次幹線工事費・電気使用料 ※変圧器は各自でご用意ください。 ※電気工事に関するお問い合わせは、飯田電機工業株式会社まで直接ご連絡ください。